

韓国の「于山島→石島→独島」への名称変換に関する研究

— 勅令四一号の「シ石島ク独島」の検証 —

崔 長 根

- I はじめに
- II 新羅・高麗時代の固有の領土としての「石の島」の認知
- III 朝鮮初期の刷還政策の時の「于山、鬱陵」の二島認識と「于山島」の確認
- IV 朝鮮中期の安龍福事件の時の「于山島」の確認
- V 朝鮮中期・後期の守討使の「于山島」の未確認
- VI 開拓時代の鬱陵島住民の「独島」の存在の確認
- VII 日本人潜入期の韓日合同調査団の「鬱陵島」の調査
- VIII 東海における領土政策上の大韓帝国の「于山島≡石島」の確認
- IX 日本帝国の「竹島」編入に対する大韓帝国の否定
- X 結びに

韓国の「于山島→石島→独島」への名称変換に関する研究（崔）

I はじめに

独島は歴史的権原に基づき、今日の韓国が実効的に管理している韓国の固有領土である。⁽¹⁾ところが、日本の大陸侵略の過程で、日露戦争中に韓国固有の領土だった独島に対して無主地であるとし、国際法の無主地先占理論を悪用して、不正に秘密の方法で閣議決定と「島根県告示第四〇号」をもって領土編入措置をとった。⁽²⁾

それにもかかわらず、日本は終戦後日本の領土処置過程で「島根県告示第四〇号」を口実に領有権を主張するために、韓国が独島を管理した歴史的権原を完全に否定してむしろ日本の固有の領土であるとも主張する。歴史的史料による証拠を見ると、韓国領土とする権原はあっても、日本の領土とする権原は全くない。そのようにしなければならぬ理由は、独島の領有権に対する韓国の歴史的権原を認めると、一九〇五年の無主地先占論による日本の領土措置が違法な侵略行為になるからである。それゆえ、日本は、とくに韓国の朝鮮時代には独島の名称は「于山島」と名づけられ、一九〇〇年の勅令第四〇号では「石島」とされたことを否定する。⁽³⁾

「于山島」を否定する日本の論理は、地図に登場する于山島の位置が今日とは異なる、そして「石島」を否定する論理は、当時、韓国が独島を領土として認識していなかったため、勅令の石島は今の独島ではなく、観音島であるとのことである。

したがって本稿では、実質的に于山島と石島は、今日の「独島」の名称が生成される前の名称であることを明らかにすることが目的である。

研究方法としては、日本が問題にしている地図、すなわち、地図上で于山島が現在の独島とは違う場所に表記された背景を考察する。これにより、「所謂于山島＝竹島」とした表記がエラーであることを論証して、朝鮮政府は本質的に「于山島＝独島」であるとの認識を変えていなかったことを究明する。

Ⅱ 新羅・高麗時代の固有の領土としての「石の島」の認知

1 于山国時代の「石の島」の確認

鬱陵島には、新羅時代の于山国時期と高麗時代の于山城の時期にそれぞれ于山国の人と于山城の人々が住んでいた。新羅が五十二年に于山国を服属させたとの記録があるので、于山国の人々は、それ以前から鬱陵島に住んでいた。

朝鮮の朝廷が一四〇三年に空島による守土政策を実施するまで、一千年以上の間、鬱陵島に人が住んでいたのである。一千年以上の間、鬱陵島に住んでいた人々は、鬱陵島から見える距離にある独島の存在を確認していたのであろう。したがって、于山国と于山城の時期には、鬱陵島の人たちは海を背景にして生活していた人々であったので直接石でできた島を確認していたと言える。だから「朝鮮東海に鬱陵島とともにもう一つの島すなわち、「石の島」とも呼称できたものが領域として認識されていたはずである。それゆえ、鬱陵島という島は

韓国の「于山島→石島→独島」への名称変換に関する研究(崔)



「鬱陵島から独島までの可視距離」⁽⁴⁾

人の住んでいる島であること、「石の島」は、人の住めない岩礁でできた小さな島であることを十分に知っていたのである。このような認識は、鬱陵島住民の土俗的な認識だった。今日の概念で見れば、鬱陵島とともに「石の島」も于山国の領土の一部であったと言えよう。

2 羽陵城時代の「石の島」の確認

朝鮮半島の高麗朝廷は九一八年に建国され、直接于山国を管理するために、羽陵城に行政を改編した。羽陵城時期には、中央政府が島を管理したので、鬱陵島の住民の認識が明らかに朝廷に配信されたであろう。⁽⁶⁾

海を生活の場としていた羽陵城の人々は「石の島」が小さな岩礁でできて人の住むことができない島である事実を明確に知っていたのだろう。⁽⁷⁾

このような理由から高麗朝廷は、東海に二つの島が存在するという認識を持ち始めたのだろう。しかし、朝廷の認識は「石の島」が見られる距離に位置した鬱陵島の住民たちの土俗的な認識とは異なり、「石の島」が無人島である事実を知っていても島の大きさや形状等については正確に知らないはずであった。ただ大まかに鬱陵島よりは小さな島で、鬱陵島とともに東海に存在するということは明らかに認識していたはずであろう。

しかし、新羅時代と高麗時代には地図の作成や地理誌の編纂が発達していなかったため、「石の島」すなわち、今の独島と関連する古文獻や古地図はない。ただ、一一七〇年に作成された三国史記と、それを補完したものとしての三国遺事には「鬱陵島と呼ばれる島に于山国があった」との記録があるだけだ。⁽⁸⁾

また、一四五一年（文宗二年）に編纂されたものであるが、「高麗史地理志」には「鬱陵島は、県の正東の海の中である。

……一説には于山武陵は、元の二つの島で、お互いの距離が遠くなく、天候が良ければ眺めることができているとする」としたこと、高麗時代には東海に鬱陵島と于山島という二つの島が存在するという認識をもっていたのである。⁽⁹⁾

つまり、高麗時代には今の独島の存在についても明確に言及していたのである。

Ⅲ 朝鮮初期の刷還政策の時の「于山、鬱陵」の二島認識と「于山島」の確認

1 「于山、鬱陵」の二島の認識と「于山武陵等処按撫使」の未確認

朝鮮朝廷は東海にある鬱陵島と呼ばれる島で倭による漁民の被害が続出したので島民を管理するため一四〇三年に島を空にする守土政策を実施した。⁽¹⁰⁾ 島が空になったことを知った対馬島主は朝鮮朝廷に対して鬱陵島を貸してくれることを要請したが、島に他国の人に住むと問題が起これと言われて拒否された。⁽¹¹⁾ 朝鮮朝廷は一四一六年に金麟雨を「武陵等処按撫使」として派遣し、一四二五年には、「于山武陵等処按撫使」⁽¹²⁾として派遣した。⁽¹³⁾ つまり、一四一六年には「武陵等処按撫使」からわかるように一つの島以上の管理を命じ、一四二五年には、「于山武陵等処按撫使」からわかるように二つの島以上を管理するためであった。

韓国の「于山島→石島→独島」への名称変換に関する研究(崔)



「八道總圖」⁽⁵⁾

世宗朝では、地理志を編纂し、日本海に鬱陵島とともに于山島という島が存在すると明確に記した。朝鮮時代には法律によって人々は住んでいなかったが、東海に鬱陵島ともにもう一つの島を合わせて二つの島が存在するという高麗朝廷の認識がそのまま新たに建国された朝鮮王朝に伝来されたのである。朝鮮朝廷では地理書を作成した。すなわち、一四三二年に「新撰八道地理志」、一四五一年に高麗史地理志、一四五四年に世宗実録地理志、一五三〇年に新增東国輿地勝覽などである。一四三二年の「新撰八道地理志」と「世宗実録地理志」には「江原道三陟護府蔚珍県条」に「島の正東の海に于山、武陵の二がある、二つの島は、お互いに距離が遠くなく、天候が良ければ眺めることができる。」とのような記録がある。⁽¹⁴⁾

一四八一年の「東国輿地勝覽」と、一五三〇年の「新增東国輿地勝覽」にも「于山、鬱陵（あるいは武陵、辛陵、羽陵）二つの島は、県の正東の海にある、天氣が良ければ眺めることができ、風が味方になると「二日」で着くことができる。一説によると于山―鬱陵は、元一つの島とも呼ばれている」とし、蔚珍から鬱陵島まで二日がかかるとの距離を表現していた。⁽¹⁵⁾

これらの「于山島」の関連の古文獻は、叙述の方法がほぼ似ている。それは最初に出版された文獻が、後に出版した文獻に影響を与えたことを意味する。すなわち、日本海に鬱陵島とともに于山島という島が存在したということは、実際に「于山島」を目で確認したのではなく、官撰書を元に作成されたことを意味するのである。これは于山島を直接観察しなかったことを物語っている。実際に朝鮮朝廷は今日の独島に該当する「于山島」の存在を確認するために「蓼島」という名前の島を見つけたことがあったという人があってその島を探し求めたが、見かけることはできなかった。⁽¹⁷⁾

現在朝鮮初期にこのような背景によって作成された古地図が残っている。鬱陵島との関係で「于山」の位置が異なる四種類の地図がある。⁽¹⁸⁾

まず一七世紀のもので、鬱陵島とほぼ同じ大きさで鬱陵島の東西南北に描かれてある「于山島」、第二に、一八世紀に入ってから作成されたもので、鬱陵島の周りの島として「いわゆる于山島」という島、つまり、「鬱陵島」周辺のいくつかの小さい島や岩の一つとして「于山島」を記していた。第三に、「于山島」の位置が概ね鬱陵島の西ではなく、反対側に位置するという認識を持って、鬱陵島の東、南、北の方に描かれた小さな島としての「于山島」、第四に、一八八二年に鬱陵島の開拓以後のもので、鬱陵島の東南側に岩島としての「于山」を記したものと四つの形の地図がある。

2 朴世堂の「西溪雜錄」の「于山島」の確認

朝鮮朝廷は鬱陵島をいつも領土として管理していた。すなわち、慶長・文祿の役（壬辰倭乱）以前には、「西溪雜錄」（二六五九）によると、一五五六年「実録に江原道鬱陵島に黒い島が空を覆って、沿海など先に飛んできたが、これはいつもの事ではなくて稀にいくつかの期に駆られて見えるようになります（传闻江原道蔚陵島、黒島蔽天、飞出沿海等处。此非常有之物、有似为气所驱。）」という記録がある。

当時、領議政として竹島一件（安龍福事件）に深く関与していた南九万の叔父であった朴世堂（一六二九～一七〇三）は、「西溪雜錄」の「鬱陵島」で、慶長・文祿の役の時に日本に捕まって倭船で鬱陵島に行ってきた僧侶の言葉を引用し、「鬱陵島」にも鬱陵島とともに于山島に関する記録がある。つまり「于山島は地勢が低く、海の気象条件が極めて平

静て、最高点（鬱陵島の―筆者注）に上がったときでなければ見る事ができない。鬱陵島は非常に高く、暴風が止んだら、いつも見ることが出来る（于山島勢卑不因海氣極清明不登最高頂則不可見鬱陵稍峻風浪息則尋常可見）」とある。つまり、朝鮮の朝廷は朴世堂の文集を介して日本海に鬱陵島と于山島という二つの島が存在する事実を知り、それを領土として認識していたことがわかる。

IV 朝鮮中期の安龍福事件の時の「于山島」の確認

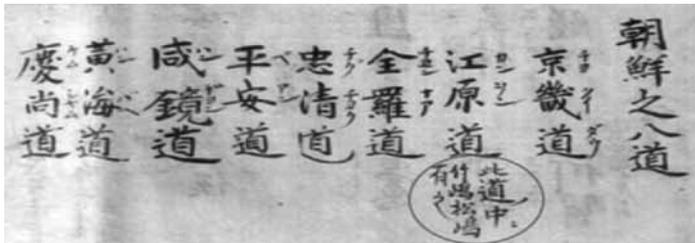
一四〇三年、朝鮮朝廷は鬱陵島を刷還政策により空にして管理していた時、漢方葉の人参や海産物や船舶用木材などが豊富であつて密かに朝鮮人民はもちろん、日本人と女真族が来航していた。一四〇三年から島を空にして二九〇余年が過ぎ、一六九三年頃に安龍福は鬱陵島に渡来した。安龍福は鬱陵島で日本人と遭遇することによって両国民間の際に領土紛争が発生した。

安龍福は、二回に渡つて鬱陵島から「于山島」を経て日本の鳥取県に渡航した。一次渡航は日本人に拉致されて渡航しており、二次渡航は幕府から認めてもらつた韓国領土としての鬱陵島と「于山島」に対して日本人が変わりなく領有権を主張していたのでそれに抗議するためにわざわざ自ら渡航したのである。¹⁹⁾

日本側の史料「元禄九年の覚書」の「朝鮮之八道」で、松島と竹島が朝鮮の江原道所属である」とあることから、この時に、安龍福は日本側から明確に鬱陵島とともに「于山島」が朝鮮の領土であることを主張し明確に認めてもらつたことがわかる。その時、日本の幕府や鳥取藩からもこのようなことを事実と受けとり、安龍福の主張に反対したと

の記録はない。したがって、安龍福事件により「于山島」の位置が朝鮮朝廷にも明確に確認されていたことがわかる。

一六九二年、安龍福事件が発生した後、朝鮮朝廷は、一六九四年の最初の搜討官であった張漢相を鬱陵島に派遣した。張漢相の書いた「鬱陵島事迹」(一六九四)には、「西望大关岭遠迤之状東望海中有一島杳在辰方而其大末満蔚島三分之一不過三百余里」⁽²¹⁾、つまり「鬱陵島から西を眺めてみると、大関嶺のくねくねした姿が見られ、東を眺めると、海の中に島が一つあり遙か東南に位置し、島の大きさは、鬱陵島の三分の一に満たない距離は三〇〇里余りに過ぎない」とあった。張漢相は、安龍福事件が進行していた状態のなかで鬱陵島を守土していたので「于山島」の存在を確認することが目的であったのだ。その時、鬱陵島から独島が発見できたのだ。朝鮮朝廷は鬱陵島とともに「于山島」が朝鮮東海に存在していたことを確認したのだ。一六九六年幕府が安龍福の事件をきっかけに鬱陵島に対して渡航禁止令を下し、日本人達の鬱陵島と于山島への渡海が禁止されることよって領土紛争は幕を下したのだ。



安龍福の「朝鮮之八道」⁽²⁰⁾

V 朝鮮中期・後期の守討使の「于山島」の未確認

1 守討使であった李浚明と田会一の「于山島」の未確認

一六九七（肅宗二三）年一月、対馬から倭使が来て、幕府の関白の名で竹島を朝鮮の領土と認めて、日本人の立ち入りを禁止しており、三月安龍福は、功績が認められ、死刑を免れ、流配措置が下された。朝鮮朝廷は、まさに「二年おき一年」というように、三年に一回鬱陵島に搜討官を派遣することを決めた。⁽²³⁾ 約搜討官は、一度に一〇人余りが搜討に加担したとする。⁽²⁴⁾

一だから、一六九九（肅宗二五）年、江原の越松万戸であった田会一が鬱陵島搜討のために派遣され、三年に一回搜討を定例化したのが、一六九八（肅宗二四）年に嶺東地方が凶作となり搜討官を派遣せず、翌年に派遣された。田会一は地図や土産物を朝廷に捧げた。⁽²⁵⁾

つまり「三陟營將であった李浚明と倭譯であった崔再弘は鬱陵島から帰ってきて、その凶形と紫檀香、青竹、石間朱、魚皮などを捧げた。⁽²⁶⁾ 鬱陵島は二年を経て邊將を送って交互に搜討することが既に定式になっていたが、今年是三陟がその順番になるので蔚珍の竹辺津から船に乗って二昼一夜で帰ってきたが、濟州より二倍も遠いとする」とした。⁽²⁷⁾



李浚明の「鬱陵島凶形」

一七〇二（肅宗二八）年五月、三陟營將であった李浚明も鬱陵島を搜討してから地図と一緒に土産物を捧げた。李浚明の「鬱陵島図形」に示された地名を見ると、「桶亀尾、都藏亀尾、萍草亀尾、沙汰亀尾、待風所、黄土窟、待風亀尾、孔岩、玄石亀尾、雉峰、天底亀尾、幟竹岩、龍岩、小于島、大于島、苾田、倭船倉亀尾、長沙亀尾、楮田、竹田」などがある。

この地図に今の独島の位置が描かれていないことを見ると、鬱陵島から独島を眺めることができなかったものと判断される。しかし、前回の仕事は東海に二つの島「鬱陵島と于山島が存在している」とする朝鮮の朝廷の認識を持っていたので、鬱陵島以外のもう一つの島、すなわち于山島として、今日の「竹島」に対して「大于島」、観音島に対して「小于島」とする二つの島に分けて表記していた。

一七〇二（肅宗二八）年に李浚明も搜討官として派遣されたが、帰国して朝廷に捧げた「鬱陵島図形」を見ると、地名の特徴としては、ほとんど田会一のものと同じであるが、田会二での「〇〇亀尾」が「〇〇仇味」に変わった程度の違いであり、田会一と同じように、現在の竹島は「大于島」、観音島は「小于島」と表記した。これは、お互いに認識に影響を与えたことを意味する。



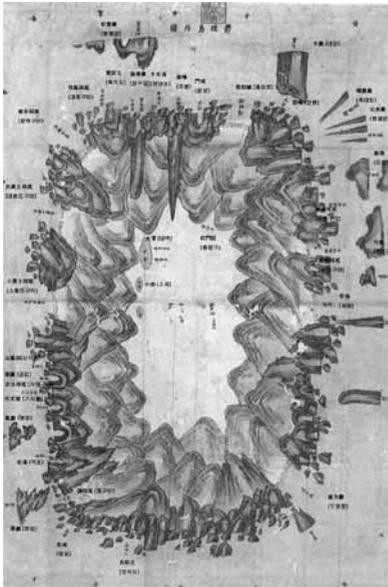
田会一の「鬱陵島図形」

しかし、これらのことが搜土官らの「鬱陵島図形」は、単にレポートに過ぎないものを意味する。朝廷の認識は、新增東国輿地勝覧のように「于山島（独島）」の領有権を持っていたので、搜土官らの誤った表記とは無関係である。これを反映するかのように、一七七〇年に作成された「東国文献備考」での「輿地誌の云うところ、鬱陵島と于山島は于山国の地なので于山は倭人たちのいう松島である」とし、一七七〇年の時点での朝鮮朝廷の領土認識は、倭人たちが松島という于山島は、古代の時代から朝鮮固有の領土であるという認識を持っていた。

3 檢察使であった李奎遠の「于山島」の未確認

近代に入ってから朝日修好条規に加えて、朝鮮の門戸が開放されると、鬱陵島も例外ではなく、日本人が不法に頻繁に侵入したのだ。このような事実を朝鮮政府が知って一八八二年五月に鬱陵島に檢察使として李奎遠を送って島の巡回を命じた。李奎遠はこの時に調査した結果を地図に作成し、高宗に上げた。⁽³⁰⁾

元の鬱陵島の内部の領域を描いた「鬱陵島内図」と一緒に「鬱陵島外図」がペアで作成されている。「鬱陵島外図」は、以前の田会一と李浚明が描いたのと同様に、島の周りの海岸を詳細に描こうとしたもので、島の外部から内部方向に描いていた。



李奎遠の「鬱陵島外図」

李奎遠の調査した岩や島の名前をサイズ順に並べると次のとおりである。①大岩 ②虹岩 ③竹島 ④島頂の順だった。そのほかに触奇岩、兄弟岩、老姑岩、鐘岩、將軍岩、冑岩、華岩、嵐岩などを表記した⁽³¹⁾。

これらの島々は、すべての鬱陵島周辺に散在している岩礁であった。岩礁でない島は竹島と島頂だけだったが、これらの名称は以前の搜土使がつけた名称とは異なっている。したがって、これは鬱陵島住民たちによって呼ばれた名称であると判断される。それ以外の島の名称は、以前の搜土使らが作成した地図を



「興島図」系統の地図 (32)



「広興図」系統の地図 (33)



「青丘圖」系統の地図 (34)



「東興圖」系統の地図 (35)

参考にしてつけた可能性が大きい。

要するに、今日の「観音島」については、李奎遠の制作した一八八二年の「鬱陵島外図」に「島項」と表記されていたし、今日の「竹島」という名称は、李奎遠の調査時から表記されたものである。

4 李奎遠調査後の地図製作者たちの「于山島」の位置の模倣

- ① 「輿地図」と「広輿図」系統の地図はおおよそ一八世紀後半の地図である。
- ② 「青丘圖」と「東輿圖」系統の地図はおおよそ一九世紀初頭の地図である。

VI 開拓時代の鬱陵島住民の「独島」の存在の確認

一八八一年五月、江原道観察使が、朝鮮の高官が鬱陵島の搜土を行った時日本人の渡航を摘発した事実を確認し、これを中央政府に報告した。⁽³⁶⁾

一八八二年に李奎遠検査使の調査結果、鬱陵島にはすでに、主に造船業（二二九人）に従事していた一四〇人の朝鮮人（その中二五人は全羅道出身）と、主に伐採に従事していた七八人の日本人が居住している事実を確認した。日本から鬱陵島へ渡航した日本人たちは独島を経由しているのですが独島の存在を知っていたはずであろう。それゆえ、鬱陵島住民たちも自然に独島の存在を知っていたはずであろう。これらの理由から、鬱陵島の住民たちは、地理的に鬱陵島から望める距離にあったので、実際の独島の形状などの状況についてよく知っていたはずである。その

過程で、島の新たな名称が生成する。岩礁でできた島だったので島の形状をもって「石島」という名称が生まれるようになったのである。

中央政府は、一八九五年八月、既存の島長に代えて島監で昇格して判任官の職級に初代の島監として裴季朱を任命した。その当時、一八九七年三月に一二個洞りに三九七家屋で男六六二人、女四七二人で、合計一、一三四人が居住していた。⁽³⁷⁾

裴季朱は仁川の永宗島人で一八八一年に開拓民として鬱陵島に移住した。⁽³⁸⁾

すでに彼は鬱陵島に移住してから一七年も過ぎていたので、「島監裴季周」を含むいくつかの住民は「于山島」の存在を知っていたはずである。当時地元の人々はこの島を「于山島」と呼ぶわけではない。于山島は官撰文献上の名称であるからだ。住民は直接二つの岩礁でできた島を目で確認して島の形状に応じて「石島」のような名称が使用されただけである。

一九〇四年日本の軍艦「新高号」は、複数の人から開拓の要求が出されている松島（鬱陵島）の存在を確認するために鬱陵島を調査したときに、軍艦日誌に「韓人はリアンコルト岩に対して獨島と書く」と記していた。⁽³⁹⁾

それは「独島」という名称がすでに鬱陵島には、土俗の名称として定着していたことを意味している。現在は確認することはできないが、当時の鬱島郡の公式文書には「独島」との名称で記録して保管されていたことを意味する。また、中井養三郎は「アシカ（海馬）がこの島に群集する。（中略）松島（鬱陵島）から渡航してアシカ漁に従事する者は、六、七〇石を積載することができるとする日本の船舶を使用する。島に家建てて約一〇日間滞在する。人員も時々四、五〇人を超えることもある。今年（一九〇四年）、複数回渡航した。」⁽⁴⁰⁾「この度鬱陵島に付属して韓国の所領という考え

を持っていた」として一九〇三年から独島でアシカ漁業をしていたのだ。⁽⁴¹⁾したがって、これは、すでに一九〇三年前に「独島」の存在が鬱陵島住民たちによく知られていたことをいう。⁽⁴²⁾

つまり鬱陵島の住民たちが呼んでいた名前は、島の形状などによる土俗的な名称であった。それは「石の島」の意味で「トクソム」と呼称されていたことを文献記録のために漢字表記で「石島」にし、全羅道方言から借りた音の表記で「独島」と命名されたのである。

VII 日本人潜入期の韓日合同調査団の「鬱陵島」の調査

鬱陵島で日本人によって伐採問題が発生し、日韓両国の合同調査団が鬱陵島に派遣された。裴季周は一八九五年九月二〇日に鬱陵島島監に任命されて働いていた。内部ではなく、李乾夏が一八九九年九月に禹用鼎を鬱陵島視察官に任命した。鬱陵島への派遣目的は、外部大臣朴濟純が、内部ではなく、李乾夏に送った書簡でこれらの派遣員の役割について、「今回派遣された調査委員は、以上の各項の事実を調査し、復命することを除いては、どのような措置の権利も持っていない。⁽⁴³⁾ただし、韓日当局者は、その委員が復命するのを待って、京城で審議して弁理すべき」と、その項目は「けやきの伐採、伐採の問題についての裁判所の裁判の件、金庸爰に税金を払って伐採すること」など不法居住日本人と島監の間にお互いに言葉の矛盾があるため、日韓両者が事実関係を調査することだった。⁽⁴⁴⁾

日韓合同調査団の調査内容は、皇城新聞を通じて「鬱陵島事況」という題目で「鬱陵島」の紹介と日本人の横暴が報道された。

ここでは、東海の島嶼についての従来の認識だった「于山島、鬱陵島の二島が存在する」という認識の表記がない。鬱陵島だけを調査して記述したものだから現在の独島についての言及はありえない。「鬱陵島事況」という題目のように鬱陵島に関する記述であった。いくつかの研究では、「鬱陵島事況」の中の「于山島竹島」のような表記に対して、世宗実録地理志、東国輿地勝覧などにある「于山」が現在の独島を指しているのです、この記事の「于山島」という名称に対して現在の独島と断定することもあった。しかし、ここではそれとは違う。ここには「于山＝独島」とすることができている状況が全くない。実際には、安龍福事件後の幾人かの守土使らが「竹島＝于山島」と誤って表記したことから、当時の地図制作者が多くの間違った地図を作っていたのだ。したがって、「于山＝独島」とすぐに断定することは正しい論証ではない。⁽⁴⁶⁾

「鬱陵島事況」の「蔚珍之東海に一島が有り、曰わく鬱陵であり、其附属した小六島中に最著者は于山島竹島……」とした。「東海に一島が有り曰わく鬱陵であり」から見ると今回の調査が鬱陵島ノミの調査であったことがわかる。さらに、「最著者は于山島竹島」というところから「最も顕著なもの」とは一つのことを意味する。「于山島ともいったり、竹島とも云ったりする」ものをいうことがわかる。もしここで「于山島」が現在の独島であったら、「最著者は于山島竹島」の両方の名称の配置順を見ても、鬱陵島から八七キロメートルも離れている島を後にして「竹島＝于山島」という順番に配列すべきであろう。なぜならば、独島は地理的に鬱陵島、そして竹島よりも遠くに位置している、これらの島から「天氣が澄んで風が吹く日だけに見える」番外的な島だからである。

つまり「于山島竹島」の表記は、李奎遠の調査した竹島と守土使らが誤って表記した于山島という名称をいっぺんに表記したことから、「于山島＝竹島」という意味で、一つの島のことを指していることがわかる。

VIII 東海における領土政策上の大韓帝国の「于山島」石島」の確認

1 高宗の「鬱陵島、松竹島、于山島」、「鬱陵島」松島、竹島、于山島」の三島認識

江華島条約以後、日帝の朝鮮への侵略が本格化して鬱陵島にも日本人が侵入して東海の島嶼の領土主権の脅威を感じさせた。高宗は一八八一年五月二三日、李奎遠を鬱陵島の檢察使に任命した。一〇二人で構成された檢察使李奎遠の一行は、一八八二年四月三〇日、鬱陵島に到着した。鬱陵島調査の目的として「①鬱陵島に密入した日本人たちに対する檢察、②鬱陵島付近にある松竹島と芋(于)山島の相互距離、または松島、竹島、于山島三島を合わせて鬱陵と通称する説もあるが、その実際の都合」を「地図」で作成してくることもあった。⁽⁴⁷⁾

ここで高宗は、鬱陵島周辺の鬱陵島の付属島で「松竹島、于山島」であるか、鬱陵島が「松島、竹島、于山島」の三つの島から成り立っているのかを確認したかったのである。ここで高宗は一八九九年「鬱陵島事況」の「最著者は于山島竹島」との順番とは異なって、付属島としての「松竹島、于山島」、鬱陵島の構成としての「松島、竹島、于山島」とし、于山島を最後にしているのである。ここで高宗は、守土使らが誤った「鬱陵島」所謂于山島」または、「鬱陵島—小于山—大于山」という調査は信じていなかったことがわかる。

ところが、李奎遠檢察使の調査結果「竹島は見つけたが、于山島は鬱陵島に在住者からその存在については言葉で聞いただけで見ることではできなかった」とした。⁽⁴⁸⁾それで「鬱陵外島」で「鬱陵島—竹島—島項」という島を表記したが、高宗のいった「于山島」は確認できなかったので表記しなかったのである。高宗は世宗實錄地理志と新增東国輿

地勝覧の記録である「鬱陵島と于山島は天氣が清明、風が吹くとお互いによく眺めることができる」という鬱陵島以外の島である「于山島」の存在を諦めていなかった。それゆえ、高宗は一八八三年三月一六日に開化派の頭であった金玉均をして東南諸島の開拓使を兼ねて捕鯨使に任命したが、一八八四年二月甲申政変が失敗に終わって日本に亡命してしまった。また、高宗は一八九五年八月鬱陵島の島長を島監に昇格させて判任官という職級をもった初代島監に裴季周を任命した。

高宗皇帝は、「皇城新聞」で一八九九年の日韓共同の鬱陵島調査報告で「最も際立つ島、于山島竹島」（最も）という表現は、一つの島を意味する」と報道されたように、守土使らの誤って表記した「于山島」が李奎遠の調査した「竹島」と同一の島であることを確認していたのである。韓国側の調査団長であった「禹用鼎一行は六月六日午前一〇時に鬱陵島監の帳簿を検査した後、急に率先に上がって釜山に向かいました」とあるように、禹用鼎は、一八八九年に鬱陵島庁を訪問して一八年も在住していた島監裴季周を尋問したので、鬱陵島から八七キロメートルも離れていた岩礁でできた現在の独島である「石の島」の存在を確認していたかも知れない。⁽⁵⁰⁾

2 勅令四一号の「石島」の存在の確認

日韓合同の鬱陵島調査団が調査を終えたが、それ以降、鬱陵島での日本人の不条理は減ったのではなく、むしろ日本人の乱暴が極に達した。内部は外部に対して日本人の乱暴がひどいことを日本政府に知らせて定められた日までに日本人の撤退を要求した。それゆえ、大韓帝国の外部は日本政府に不法渡航を理由にして日本人の撤去を要求したが、日本人たちは撤退を拒否した。大韓帝国は東海の島嶼に対する領土保全の問題が深刻な状況を迎えたのである。大韓

帝国は、東海島嶼の領土政策の一環として「鬱島郡」を法制化するなど、積極的に対応した。ここで鬱島郡の行政措置は消極的な鬱陵島だけの措置ではなく、鬱陵島を含めて東海におけるすべての島を管理するための措置だったのだ。つまり、「鬱島郡」を「鬱陵全島」は言うまでもなく、それ以外に「竹島」、そして「石島（独島）」まで含めて、東海のすべての島を管轄することであった。

禹用鼎は、「鬱島記」を作成したが、そこで「鬱島は、以前に于山国である」としたが、それは「竹島と松島は于山国の領土」（東国文献比較）にあるように、新羅が鬱陵島を基盤とした于山国を征伐したため、「鬱島」が大韓帝国の領土になったという領土意識を強く表していたのである。

そのような過程で、大韓帝国は、「勅令四一号」を通じて「第二条郡庁位置は、台霞洞に定して区域は鬱島全島と竹島、石島を管轄する事」とし、「石島」を鬱島郡の行政区域に編入して韓国領土であることを明らかにしたのである。

Ⅹ 日本帝国の「竹島」編入に対する大韓帝国の否定

日本帝国は一九〇五年二月二二日、日露戦争の最中に竹島を日本の領土に編入する措置を取った。翌年一九〇六年二月一日、日本帝国が韓国の京城に統監府を設置した後、同年三月二八日、島根県隠岐島司の一行が鬱陵島を訪問し、「竹島」を視察して帰りに鬱島郡守・沈興澤に「竹島」が日本の新領土であることを知らせた。その事を聞いて驚愕した沈興澤・鬱島郡守は、すぐに翌日の三月二九日「本郡所属の独島が鬱陵島から海の方角に一〇〇余里の位置にある（本郡所属独島が在于本郡外洋百余里許）」という内容で、日本の官吏が「韓国が独島とする（自云独島）島がもう日本

領地になったので視察で来島しました」と言つて帰つたと、江原道觀察使代理・李明來を介して、中央政府の内部、参政大臣に報告した。これに対し、内部大臣・李址鎔は「独島を日本属地と称して言うことは全く理に合わない」とした。⁽⁵³⁾ 議政府参政大臣・朴齊純は「独島属地説は全く根拠はありません」と編入の事実を否定した。⁽⁵⁴⁾

外部は一九〇五年一月一七日韓日条約をもつて廃止されたので外部大臣は存在していなかった。だから、大韓帝国の内部大臣の名で統監府に抗議した。これにより、統監府が「勅令四一号」によつて独島が韓国領土としての行政措置を取つた経緯を確認するために、大韓帝国の独島編入の事実の確認を要求した。そのとき、大韓帝国は「鬱島郡の配置顛末」を統監府に提出したのである。⁽⁵⁵⁾

その結果、統監府は、一九〇〇年勅令四一号によつて、独島が「石島」という名前で韓国領土として行政措置されたことを確認することができたのである。これに対し、統監府は「独島≡石島」ではないと反論しなかつたことから、当時の統監府は一九〇〇年の「勅令四一号」によつて「石島≡独島」が韓国領土の一部として行政措置されたことを認めていたのである。

その勅令四一号で高宗皇帝が「于山」と表記せずに「石島」と名称した理由は、世宗實錄地理志、新增東國輿地勝覽などで見られるように、もともと「于山島」が今の独島であるにもかかわらず、当時「竹島(デッソム)」を「于山」にした守土使が誤つて描いた名称の影響で多くの地図がそれを模倣していたので、「于山」という名称を破棄し、「石島」という土俗的な新しい名称を使用して領有権意識を明確にしたものである。

つまり大韓帝国は領土守護のための領土政策の一環として、勅令四一号を公布して日本の侵略から東海の島嶼に対する領土主権を明確にしたのである。

X 結びに

本研究では、独島の名称が朝鮮中期の「于山島」から一九〇〇年の勅令四一号の「石島」に変更された経緯について考察した。その内容をまとめると次のとおりである。

まず、鬱陵島に人が住んでいたとき、つまり新羅、高麗時代、一八八二年からの鬱陵島開拓期には、鬱陵島から独島を眺めることができたので鬱陵島の人はその存在を明確に知っていたはずである。島の形状にしたがって土俗的な名称として「トクソム（石島）」、「独島」がつけられたのである。

第二に、鬱陵島に人が住んでいなかった時期には、独島を確認することが不可能であり、その島の形状に精通していなかったため、中央政府は東海に鬱陵島を含めて二つの島、すなわち「鬱陵島、于山島（独島）」が存在するという領土認識だけ存在した。

第三に、地図を作成する際、鬱陵島に人が住んでいなかった時期には島を直接確認することができなかった、すなわち島の位置や大きさ、形状を正確に知ることができなかったから、官撰の名称である「于山島」という名称で多様な位置に島が表記された。

第四に、中央政府から派遣された守土使は空島の状態にある鬱陵島はもちろんのこと、東海におけるもう一つの島である「于山島」の存在を確認することも重要な任務の一つであった。守土使は、調査結果を地図に描いて朝廷に報告した。その時に必ず鬱陵島とともに「于山島」の存在を描いた。しかし、年中五〇日ぐらい鬱陵島から眺められ

る独島の存在を発見することができず、誤って現在の独島ではなく違う場所のものを描いた。その場所が今の竹島（テッソム）であった。

第五に、朝鮮の鬱陵島開拓期に日本人は独島を経て、不法に鬱陵島に渡った。また、鬱陵島から独島を眺めることができるので、鬱陵島の住民たちは自然に独島の存在を知ることになった。不法な日本人の鬱陵島への侵入から朝鮮朝廷には領土意識が高揚し、現在の独島に対しても領土的関心を持つようになった。

第六に、「于山島」は、朝鮮初期に朝廷の空島化による守土政策の時期に生まれた官撰の名称であるが、近代の開拓時期には鬱陵島民が島の存在を確認していたので、島の形状から土俗的な名称が生まれるようになった。その名称がいわゆる「独島」または、「トクソム（石島）」であった。中央政府が勅令四一号をもって「鬱島郡」の行政措置を取ったときに「トクソム」を同じ意味の漢字表記をもって「石島」とし、鬱島郡守は、土俗的表音どおりの名称として「独島」と表記した。

第七に、一九〇六年三月、日本の島根県官吏が鬱陵島を訪問し、韓国で言う独島が日本の新領土「竹島」になったということを知り、鬱島郡守に言い出した。鬱島郡守は、その島が鬱島郡が管轄していた韓国固有の領土であることを統監府に抗議した。その時、統監府は日本の新領土になったという「竹島」が一九〇〇年の勅令四一号をもって大韓帝国の固有の領土「独島」であったことを確認したのである。

詳しく言えば、「勅令四一号」をもって「鬱陵全島、竹島、石島」を鬱島郡の管轄区域として行政措置がなされていたのである。ここで「石島」が今の独島のことをいう。しかし、実際に古文獻、古地図によると、朝鮮の初期・中期は現在の独島を于山島と表した。ところが、朝鮮の後期に入ると、「于山」という名称がどの島を指すかとの混乱

を経験した。その過程を経て、日本人の不法的東海渡航が領土的主権侵害を憂慮して勅令四一号をもって領土を保全する措置を取った。その際に現在の「デツソム」は「竹島」という名称で完全に定着していた。また、現在の観音島は「島項」という名称で定着していた。それから、現在の独島は鬱島郡の行政名称では「独島」、中央政府の官撰の名称では「石島」として固着したのである。これらのことから朝鮮初期の「于山島」が中期・後期には誤って「デツソム」のことを指したりしたが、最終的に朝鮮の朝廷が勅令四一号をもって問題の「于山島」という名称を完全に抛弃して「石島」としたのだ。その後、一九〇五年日本が「竹島」という名で領土措置を取ったことを知った沈興澤郡守が韓国政府に「本郡所属独島」という名で報告したことから、現在の「独島」の名称が完全に定着したのである。

- (1) 代表的な研究として、内藤正中・朴炳涉『竹島Ⅱ独島論争』新幹社、二〇〇七。宋炳基『独島領有権の資料選』翰林大学アジア文化研究所、二〇〇四。慎鋪廈『独島の民族の領土史研究』知識産業社、一九九六。梁泰鎮編、『韓国独立の象徴独島』白山出版社、二〇〇四、一一―二九八頁などがある。
- (2) 代表的な研究として、田村清三郎『高根県竹島の新研究』復刻板、高根県総務部総務課、一九九六。川上健三『竹島の歴史地理的研究』古今書院、一九六六。下条正男『竹島―その歴史と領土問題―』竹島・北方領土返還要求運動島根県民会、二〇〇五。高野雄一『日本の領土』東京大学出版会、一九六二。
- (3) 「第二回『韓国古地図の于山島は独島』と『う真ッ赤な嘘』」http://www.pret.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima-dokdo/takeshima-dokdo_2.html (検索日：二〇一三年九月一日)。
- (4) 鬱陵郡庁に勤めていた金喆煥氏が撮影したもの。
- (5) 『新增東国輿地勝覽』の付属地図。
- (6) 「九三〇(檀紀三二六三、庚寅)年、高麗太祖一三年」、「八月芋陵島(于陵島)の検討に來朝、方物を捧げつれ定位(正位)と正祖(正朝)の關係(官階)を下賜する。」「高麗史」卷一太祖世家一、独島博物館、<http://www.dokdomuseum.go.kr/> (檢
韓国の「于山島↓石島↓独島」への名称変換に関する研究(崔)

素日…二〇一三年九月一六日)、以下省略しているすべての資料の出所は独島博物館である。

(7) 鬱陵島に人が住んでいたときは、その人々は目に見える距離にある独島を確認したので、形状によって「石島」という名称が使用されたであろうという推測はできるが、記録はない。

(8) 「五二一(檀紀二八四五、壬辰)年、新羅智証王一三年六月、新羅何瑟羅州(現在の江陵地域)軍主異斯夫于山国征伐。『三國史記』卷四新羅本紀四智證麻立干一三年條、卷四四列傳四異斯夫傳、『三國遺事』卷一紀異智哲老王條。

(9) 「一四五一(檀紀三七八四、辛未)年、朝鮮文宗一、鬱陵島(鬱陵島)は、県の指定東の海の中である。…一説には、于山、武陵は、元の二つの島で、お互いの距離が遠くなく、天氣が良ければ眺めることができているという。『高麗史』卷五八地理三東界蔚珍縣條。

(10) 「一四〇三(檀紀三七三六、癸未)年、太宗三年、「八月(江陵も)觀察使の長計に従って江陵も桃源郷(江陵道武陵島)の住民を陸地に出でくるようにする。』『太宗實錄』卷六。

(11) 「一四〇七(檀紀三七四〇、丁亥)年、太宗七年、「三月、對馬島守護宗貞茂が捕えられた人を送還して土物を捧げ武陵島に移し生存を要求したが拒絶される。』『太宗實錄』卷一三。

(12) 「一四二五(檀紀三七五八、乙巳)年、世宗七年、「一〇月于山武陵等处按撫使金麟雨が男女二〇人を保持するので、忠清道の深い山郡に定着させ、三年間税を免除した。』『世宗實錄』卷三〇。

(13) 「一四二六(檀紀三七四九、丙申)年、太宗一六年、「〇九月三陟人前萬戶金麟雨を武陵等处安撫使に任命して住民を刷還した。』『太宗實錄』卷三一。

(14) 「一四三二(檀紀三七六五、壬子)朝鮮世宗一四、「于山、武陵の二島が正東の海に位置して、二の島は互いに距離が遠くなく、天氣が良ければ眺めることができます。』『世宗實錄』卷一五三「地理志」江原道三陟都護府蔚珍縣條。

(15) 『新增東國輿地勝覽』卷四五、江原道蔚珍縣山川條。

(16) 『世宗實錄』東國輿地勝覽によると、東海に二つの島が存在するという認識を持っていた。鬱陵島はすでに確認されていた島だった。しかし、別のもう一つの島を探していたので、「蓼島」も鬱陵島ではなく、捜していた他の島であった。

(17) 「一四三八(檀紀三七七二、戊午)年、世宗二〇年、「七月、江原道觀察使に蓼島の位置を再調査することにした。』(『世宗實錄』卷八二)、また「一四四五(檀紀三七七八、乙丑)朝鮮世宗二七、「八月、江原道觀察使に蓼島を探す人に賞することを命じ、

また南齋を送り探したが失敗した。」(『世宗實錄』卷八二)。

- (18) 崔長根「古地図上の『于山島』の名称に関する研究——石島≡独島』究明を中心に」、『日本近代学の研究』韓国日本近代学会、二〇一二年・〇五、二二二—二二五頁。

- (19) 『肅宗實錄』卷三〇、肅宗三十二年九月、戊寅条、「安龍福が翌日朝早く独島に行つて見たところ、日本の漁師が釜をかけて……」とされている(慎鋪廈、『独島の民族の領土史研究』、知識産業社、一九九六、一〇六一—一〇七頁から引用)。

- (20) 「元祿九年覚書」に含まれている内容である。

- (21) 「西望大關嶺遠逸之狀東望海中有一島杳在辰方而其大末滿蔚島三分之一不過三百餘里、張漢相『蔚陵島事蹟』、一六九四、<http://valley.egloos.com/viewer/?url=http://botw.egloos.com/10930767> (検索日：二〇一三年一月一日)。

- (22) 「三陟營將李浚明などが鬱陵島から帰つて来て、その図形と紫壇香などをささげた」(『肅宗實錄』三六卷)。
- (23) 『肅宗實錄』卷三二、「承政院日記」肅宗三十二年四月二三日條、「邊例集要」卷一七雜條附鬱陵島。

- (24) メンバーは、「營將一名、倭學一名、軍官二名、營吏一名、吏?一名、庫子一名、軍牢二名、都?一名」などである。

- (25) 『肅宗實錄』卷三三、「鬱陵島／竹島年表」、独島博物館を参照。

- (26) 『肅宗實錄』卷三六、「鬱陵島／竹島年表」、独島博物館を参照。

- (27) 「三陟營將李浚明などが鬱陵島から帰つて来て、その図形と紫壇香などをささげた」(『肅宗實錄』三六卷、肅宗三十二年五月二八日(己酉)。

- (28) 李相泰「鬱陵島と独島を表示した朝鮮の地図リスト」、「史料が証明する独島は韓国の領土」經世院、二〇〇七、九二頁。
朴錫昌、ソウル大学奎章所長、一七一—。以下「鬱陵島と独島を表示した朝鮮の地図のリスト」という。

- (29) 「梁益命などに官職を除授する」、『承政院日記』、肅宗三十六年九月二十七日(戊午)、原本四五六本／脱草二四本。

- (30) 李相泰「史料が証明する独島は韓国の領土」經世院、二〇〇七、九七頁。

- (31) 李奎遠觀察使が描いた「鬱陵外図」を参考。

- (32) 「輿地図」(一七三六一—一七七六)、国立中央図書館所蔵、「鬱陵島と独島を表示した朝鮮の地図のリスト」を参照。

- (33) 「広輿図」(一七三七—一七七六)、ソウル大学奎章所蔵、「鬱陵島と独島を表示した朝鮮の地図のリスト」を参照。

- (34) 「靑丘圖」(一八六〇—一八七二)、国立中央図書館所蔵、「鬱陵島と独島を表示した朝鮮の地図のリスト」を参照。

- (35) 「東輿圖」(一七九五—一八〇〇)、日本筑波大学附属図書館所蔵、「鬱陵島と独島を表示した朝鮮の地図リスト」を参照。
- (36) 慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、一七八—一七九頁。
- (37) 慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、一八五頁。
- (38) 金鋪東「鬱島郡節目を通じた一九〇二年代の鬱陵島の社会像」、嶺南大学独島研究所学術セミナーで発表、二〇一三。
- (39) 「松島(鬱陵島)でリアンコルト岩の管見者から聴取した情報、リアンコルト岩は韓人がこれを独島と書して、本邦漁夫たちは「リアンコルト岩」と呼称する」、慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、二〇七頁。
- (40) 慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、二〇七—二〇八頁。
- (41) 「中井養三郎竹島経営概要」、島根県広報文書課編「竹島関係資料」第一巻、一九一〇年隠岐島庁提出、一九五三。慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、二二二頁。
- (42) 「中井養三郎履歴書」、島根県広報文書課編「竹島関係資料」第一巻、一九二〇年隠岐島庁提出、一九五三。
- (43) 「鬱島記」(一九〇〇年六月)と「禹用鼎の視察前後の事情」<http://blog.naver.com/cms1530?Redirect=Log&logNo=10033938929> (検索日:二〇一三年九月三日)。
- (44) 前掲書、「鬱島記」(一九〇〇年六月)と「禹用鼎の視察前後の事情」参照。
- (45) 「六月三日に再度尋問、裴季周と日本人福間対面尋問」<http://blog.naver.com/cms1530?Redirect=Log&logNo=10033938929> (検索日:二〇一三年九月三日)。
- (46) 禹英俊「一九〇〇年、鬱陵島視察官禹用鼎の石島認識と鬱島郡の法令の石島(独島)問題」韓国行政学会冬季学術大会、二〇一一年。
- (47) 慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、一七九頁。
- (48) 慎鋪廈「独島の民族の領土史研究」知識産業社、一九九六、一八〇頁。
- (49) 「デジタル鬱陵文化大典」http://ulleung.grandculture.net/Contents/Index?contents_id=GC015004889 (検索日:二〇一三年一〇月五日)。
- (50) 記録文献では確認されていないが、「鬱陵島」を調査した時、「石島」についても明らかに裴季周がその存在を伝えたと思う。

- (51) 「鬱陵島での日本人の課税問題」、<http://blog.naver.com/cms1530?Redirect=Log&logNo=10033938929>（検索日：二〇一三年八月二〇日）。
- (52) 『各觀察道案』第二冊、「報告書號外」、梁泰鎮編『韓國國境領土關係文獻集』、一九七〇年を参照。慎鋪廈『独島の民族の領土史研究』知識産業社、一九九六、二二六頁。
- (53) 『各觀察道案』第一冊、「報告書號外」、梁泰鎮編『韓國國境領土關係文獻集』、一九七〇。慎鋪廈『独島の民族の領土史研究』知識産業社、一九九六、二二六―二二六頁。
- (54) 慎鋪廈『独島の民族の領土史研究』知識産業社、一九九六、二二七頁。
- (55) 「鬱島郡の配置顛末」、『皇城新聞』一九〇六年七月一三日。

（韓国・大邱大学教授）